

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	使用の許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市長野山緑地等使用施設設置条例第6条
基準規定	周南市長野山緑地等使用施設設置条例第6条
審査基準	<p>周南市長野山緑地等使用施設設置条例第6条 （使用の許可）</p> <p>第6条 使用施設を使用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、使用施設の管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。</p>
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第14条
基準規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第14条
審査基準	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第14条 （使用料の不還付） 第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第13条
基準規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例施行規則第4条
審査基準	<p>周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例施行規則第4条  (使用料の減免)  第4条 条例第13条に規定する使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。ただし、冷暖房使用料は、減額又は免除をしない。</p> <p>(1) 浴室を利用する者がその他の部屋において、利用する者のいないときに休息のために使用するとき。</p> <p>(2) その他公益のために使用する場合で、市長が特別の理由があると認めるとき。</p>
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	使用の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第7条
基準規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第8条
審査基準	<p>周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第8条  (使用の制限)  第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 建物及び附属施設を損傷するおそれがあるとき。</li> <li>(3) 公益上又は管理上支障があると認められるとき。]</li> <li>(4) 介護を要する者で付添い介護人がいないとき。</li> <li>(5) 伝染のおそれのある疾病があると認められるとき。</li> <li>(6) 刀剣その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携行するとき。</li> <li>(7) 犯罪を犯すおそれのある個人又は団体と認められるとき。</li> <li>(8) その他使用が不相当と認められるとき。</li> </ol>
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	申込金の免除特例
処分権者	市長
根拠規定	周南市三丘温泉条例第15条
基準規定	周南市三丘温泉条例第15条
審査基準	<p>周南市三丘温泉条例第15条  (申込金の免除特例)  第15条 前条の受給者の名義を変更する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定の許可を受けたものとみなし、第7条の規定による申込金は徴収しない。</p> <p>(1) 相続によって受給者の名義を変更したとき。  (2) 法人にあつては、その商号のみを変更したとき。</p>
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の名称	施設の譲渡による分湯許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市三丘温泉条例第14条
基準規定	周南市三丘温泉条例第5条
審査基準	<p>周南市三丘温泉条例第5条  (温泉分湯の受給資格)  第5条 この温泉の分湯の供給を受けられる者は、市三丘温泉地開発計画地域内に温泉浴場施設を設置しようとする者で、次の各号に該当するものに限る。  (1) 経営規模施設が適当であると認められるもの  (2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>
標準処理期間	14日 (総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。)
備考	

申請に対する処分の審査基準 (個票)

所管部署	観光振興課
処分の 名称	行為の許可及び変更許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第10条
基準規定	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第10条
審査基準	<p>周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例第10条  (行為の制限)  第10条 ふれあい広場において、次に掲げる行為をしようとする者はあらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること。  (2) 張り紙若しくは立札をし、又は広告物を表示すること  (3) 催事のためにふれあい広場の全部又は一部を独占して使用すること。</p> <p>2 市長は、管理上支障があると認めるときは、前項の許可をしないものとする。</p>
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	観光振興課
処分の 名称	分湯の供給許可等
処分権者	市長
根拠規定	周南市三丘温泉条例第6条
基準規定	周南市三丘温泉条例第5条;第6条
審査基準	<p>周南市三丘温泉条例第5条、第6条  (温泉分湯の受給資格)  第5条 この温泉の分湯の供給を受けられる者は、市三丘温泉地開発計画地域内に温泉浴場施設を設置しようとする者で、次の各号に該当するものに限る。  (1) 経営規模施設が適当であると認められるもの  (2) その他市長が特に必要と認めるもの(分湯の供給許可等)第6条 分湯の供給を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。  2 市長は、前項の許可に条件を付し、又は指示することができる。</p>
標準処理 期間	14日(総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。)
備考	

申請に対する処分の審査基準(個票)

所管部署	観光振興課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市長野山緑地等使用施設設置条例第7条第2項
基準規定	周南市長野山緑地等使用施設設置条例施行規則第4条
審査基準	<p>周南市長野山緑地等使用施設設置条例施行規則第4条  (使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第7条第2項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額</p> <p>(2) 市が後援するとき(入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。)。 30パーセント減額</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。 市長が定める割合の減額</p> <p>2 条例第7条第2項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市が主催又は共催するとき。</p> <p>(2) 施設の設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。</p> <p>(3) 施設の指定管理者が行政目的で使用するとき。</p> <p>(4) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要があると認めたとき。</p>
標準処理期間	14日(総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。)
備考	